


熱海市指令観観第14号

2021.7.21-3

文書番号		熱観観第 号		目次番号		
決裁区分						区分
收受	令和 年 月 日	保存年限	1	5	10	永
起案	令和 3 年 7 月 21 日	类目	公印承認欄			至
決裁	令和 3 年 7 月 21 日					急 <input type="checkbox"/>
施行	令和 年 月 日	付記				秘 <input type="checkbox"/>
完結	令和 年 月 日					重 <input type="checkbox"/>
		主管	観光建設部		先方の文書	
			観光経済課		・ 付	
				第 号		
				起案者		
				指示・意見		
主管						
合						
議						
あて先		発信 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 会計管理 <input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 者名 <input type="checkbox"/> ( )				
標題 民有林立木無届伐採に対する指導書の送付について (再要求)						
[ 照会 回答 通知 依頼 報告 復命 実施 申請 制定 指令 決定 ( ) ]						
標題について、令和3年6月23日付熱海市指令観観第13号にて送付した指導書につきまして						
1カ月程度経過したが顛末書の提出がないため再度提出を求める文書を送付してよろしいで						
しょうか。なお、7月20日の業者との聞き取りの中で再度提出を求めることを口頭で通知						
している。						

( 案 )

指 導 書 (再要求)

熱海市指令観観第 号  
令和 3 年 7 月 2 1 日



殿

熱海市長 齊藤 栄

貴殿は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって、「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反していますので厳重に注意します。

今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行うよう指導します。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

担当：熱海市観光経済課

電話：

FAX：

指 導 書 (再要求)

熱海市指令観観第14号  
令和3年7月21日

■ 殿

熱海市長 齊藤



貴殿は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって、「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反していますので厳重に注意します。

今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行うよう指導します。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

担当：熱海市観光経済課

電話：■

FAX：■